

チューリッヒ州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 12月8日、チューリッヒ州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

12月8日、チューリッヒ州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

1 飲食店において、現行の1テーブル当たりの人数制限（4人以内）に加え、グループ構成が2世帯以内に制限されます。

2 飲食店の深夜営業禁止に関する現行のスイス連邦政府による制限措置について、チューリッヒ州においては、閉店時間を午後10時へと1時間前倒しするとともに、同措置の対象が店舗全般（店舗、テイクアウト店、ガソリンスタンド、24時間営業店、レジャー・スポーツ施設等）に拡大されます。

3 カジノ、キャバレー等は、全面的に閉鎖されます。

4 公共空間における集合が、現行のスイス連邦政府による人数制限（15人以内）よりも強化され、10人以内に制限されます（政治的、市民社会的集会及び署名活動を含む）。

5 店舗の日曜・祝日営業が、12月24日（木）から1月10日（日）までの間禁止されます。同期間内の営業に関する自治体の許可は、無効となります。また、公共の空間において、祭日や年末年始の花火等の催しが禁止されます。

6 後期中等教育機関は、1月11日（月）までの間、在宅学習期間となります。義務教育機関は、1月4日（月）から通常の授業が再開されるとともに、2020年末までとされていたマスク着用義務等が2021年2月末まで延長されます。

7 12月23日（水）までの間、私的イベントの参加者の構成を2世帯以内に制限することが強く求められています。

8 適用期間

2020年12月10日（木）から2021年1月10日（日）まで

チューリッヒ州は、厳格な措置は新型コロナウイルスの症例数及び入院者数を大幅に減らすために必要であり、現状のままであれば更なる措置を検討しなければならないため、衛生ルール及び各種措置を一貫して遵守するよう呼びかけています。

○チューリッヒ州発表(ドイツ語のみ)

<https://www.zh.ch/de/news-uebersicht/medienmitteilungen/2020/12/regierungsrat-verschaerft-massnahmen-zur-eindaemmung-der-corona-.html>

※参考：過去のチューリッヒ州に関連する措置

○10月14日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100103388.pdf>

○9月24日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100096223.pdf>

○8月24日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100086976.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>